

徳島県情報公開審査会答申第179号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年2月10日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「介護施設での実地指導居室等適温に保たれているかヒートショック対策の全県下の指導 H. 28年度（特別ようご老人ホーム）長寿いきがい課」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年2月24日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該公文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年3月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年7月7日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

適温にたもたれなくていいのか。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は、次のとおりである。

指導したら文書があるはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭理由説明を要約すると、本件処分の理由は、次のとおりである。

1 本件請求について

本件請求は、特別養護老人ホームに対するヒートショック対策についての指導に係る公文書の公開を求めるものである。

2 本件処分の理由について

ヒートショック対策については、消費者庁から注意喚起があったが、本県においては、ヒートショック対策が問題となった事案がないため、格別県の方からこの問題について通知をしていない。

また、居室等が適温に保たれているかどうかについても、県が管轄する特別養護老人ホームなどの施設については、2年に1回の割合で、実地指導や書面調査を行っているところであるが、これまで居室や浴室の温度が適切に保たれていない事案がなく、文書指摘になった事案もない。

よって、本件請求に係る文書は作成しておらず、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

審査請求人は、ヒートショック対策及び居室等が適温に保たれているかについて、県が特別養護老人ホームに対して指導した公文書が存在する旨主張していることから、当該公文書の存否について、以下検証する。

実施機関の説明によると、本県では、特別養護老人ホームなどでヒートショックが問題となったことがなく、国からの注意喚起はあったが、格別県の方から特別養護老人ホームなどに対して文書で通知はしていないとのことである。

また、県が管轄する特別養護老人ホームなどの施設について、居室等が適温に保たれているかどうかを確認することなどを含めて、施設への実地指導や書面監査を2年に1度の割合で行っているが、これまで居室等が適温に保たれずに文書指摘となった事案もなく、文書も作成していないということである。

以上、実施機関の説明に不合理な点はなく、本件請求に係る公文書について、不存在であることを理由に行った本件処分は、妥当であると認められる。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の

結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 7月 7日	諮問
平成30年 5月31日	審議（第153回審査会）
7月 2日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第154回審査会）
8月 6日	審議（第155回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	